

改 正 案		現 行	
<p>一 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費の算定方法</p> <p>イ 指定通所介護の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における通所介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。</p>		<p>一 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費の算定方法</p> <p>イ 指定通所介護の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における通所介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。</p>	
厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める通所介護費の算定方法	厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める通所介護費の算定方法
介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。)第百十九条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年二月厚生省告示第十九号)別表指定居宅サービス介護給付費単位数表(以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。)の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。	介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。)第百十九条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年二月厚生省告示第十九号)別表指定居宅サービス介護給付費単位数表(以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。)の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

<p>ロ 指定通所介護事業所の看護職員(看護師、准看護師をいう。以下同じ。)又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における通所介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。</p>		<p>ロ 指定通所介護事業所の看護職員(看護師、准看護師をいう。以下同じ。)又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における通所介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。</p>	
厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める通所介護費の算定方法	厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める通所介護費の算定方法
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス基準」という。)第九十三条に定める員数を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス基準」という。)第九十三条に定める員数を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
<p>一 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに通所リハビリテーション費の算定方法</p> <p>イ 指定通所リハビリテーションの利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における通所リハビリテーション費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。</p>		<p>一 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに通所リハビリテーション費の算定方法</p> <p>イ 指定通所リハビリテーションの利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における通所リハビリテーション費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。</p>	
厚生労働大臣が定める利用者の数	厚生労働大臣が定める通所リハビリ	厚生労働大臣が定める利用者の数	厚生労働大臣が定める通所リハビリ

の基準	リハビリテーション費の算定方法
施行規則第二百二十条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ロ 指定通所リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における通所リハビリテーション費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める通所リハビリテーション費の算定方法
指定居宅サービス基準第五十一条に定める員数を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の

の基準	リハビリテーション費の算定方法
施行規則第二百二十条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ロ 指定通所リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における通所リハビリテーション費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、理学療法士、作業療法士、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める通所リハビリテーション費の算定方法
指定居宅サービス基準第五十一条に定める員数を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の

	算定に関する基準の例により算定する。
--	--------------------

二 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに短期入所生活介護費の算定方法

イ 指定短期入所生活介護の月平均の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における短期入所生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所生活介護費の算定方法
指定居宅サービス基準第二百一十一条第二項の規定の適用を受けない指定短期入所生活介護事業所においては、施行規則第二百一十一条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること（老人福祉法	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

	算定に関する基準の例により算定する。
--	--------------------

二 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに短期入所生活介護費の算定方法

イ 指定居宅サービス基準第二百一十一条第二項の規定の適用を受けない指定短期入所生活介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに短期入所生活介護費の算定方法

(1) 指定短期入所生活介護の月平均の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における短期入所生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所生活介護費の算定方法
施行規則第二百一十一条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十条の四第一項第三号の規定による市町村が行った措置によりやむを得	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

(昭和二十八年法律第百三十三号)第十案の四第一項第三号の規定による市町村が行つた措置によりやむを得ず利用定員を超える場合にあっては、利用定員に百分の百五を乗じて得た数(利用定員が四十を超える場合にあっては、利用定員に二を加えて得た数)を超えること。)

指定居宅サービス基準第百二十一
 条第三項の規定の適用を受ける指
 定短期入所生活介護事業所にあつ
 ては、指定短期入所生活介護の利
 用者の数及び当該特別養護老人ホ
 ームの入所者の数の合計数が施行
 規則第百三十一条の規定に基づき
 都道府県知事に提出した特別養護
 老人ホームの入所定員を超えるこ
 と(老人福祉法第十案の四第一項
 第三号又は第十一条第一項第二号
 の規定による市町村が行つた措置
 又は病院若しくは診療所に入院中

ず利用定員を超える場合にあっては、利用定員に百分の百五を乗じて得た数(利用定員が四十を超える場合にあっては、利用定員に二を加えて得た数)を超えること。)

の入所者の再入所の時期が見込みより早い時期となつたことによりやむを得ず入所定員を超える場合にあっては、入所定員の数に百分の百五を乗じて得た数(入所定員が四十を超える場合にあっては、入所定員に二を加えて得た数)を超えること。)

ロ 指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所生活介護費(単独型短期入所生活介護費に限る。)については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。ただし、平成十七年三月三十一日までの間は、同表の上欄中「指定居宅サービス基準第百三十一条」とあるのは、「指定居宅サービス基準附則第二条により読み替えて適用される指定居宅サービス基準第百三十一条」とする。

(2) 指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所生活介護費の算定方法
指定居宅サービス基準第百二十一 条に定める員数を置いていないこと(当該指定短期入所生活介護事	指定居宅サービス介護給付費単位数の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定

厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所生活介護費の算定方法
指定居宅サービス基準附則第二条により読み替えて適用される指定居宅サービス基準第百二十一	指定居宅サービス介護給付費単位数の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定

業所が一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス基準第四百四十二条の十四に規定する一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）である場合にあつては、当該事業所のユニット部分（指定居宅サービス基準第四百四十二条の十五に規定するユニット部分をいう。以下二において同じ。）以外の部分について、指定居宅サービス基準第二百二十一条に定める介護職員又は看護職員を置いていない場合を含む。）。

居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ハ 指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所生活介護費（併設型短期入所生活介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。ただし、平成十七年三月三十一日までの間は、同表の上欄中「指定居宅サービス基準第二百二十一条」とあるのは「指定居宅サービス基準附則第二条により読み替えて適用される指定居宅サービス基準第二百二十一条」とする。

定める員数を置いていないこと。

居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数の基準

指定居宅サービス基準第二百二十一条に定める員数を置いていないこと（併設本体施設指定居宅サービス基準第二百二十四条第三項に規定する併設本体施設をいう。以下この号において同じ。）が一部小規模生活単位型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号。以下「特別養護老人ホーム基準」という。）第四十二条に規定する一部小規模生活単位型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）である場合にあつては、当該特別養護老人ホームのユニット部分（特別養護老人ホーム基準第四十四条に規定するユニット部分をいう。以下本において同じ。）以外の部分に必要なとされる介護職員又は看護職員に加え

厚生労働大臣が定める短期入所生活介護費の算定方法

指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

で、指定居宅サービス基準第百二十一條第二項に定める介護職員又は看護職員を置いていない場合を含む。当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第百二十一條第二項の規定の適用を受ける一部小規模生活単位型特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームのユニット部分以外の部分について、指定居宅サービス基準第百二十一條第二項に定める介護職員又は看護職員を置いていない場合を含む。)

二 指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所生活介護費（単独型小規模生活単位型短期入所生活介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所生活介護費の算定方法
----------------------------	--------------------------

利用者の数が三又はその端数を増すことに一以上の介護職員又は看護職員を置いていないこと（当該指定短期入所生活介護事業所が一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所である場合にあつては、当該事業所のユニット部分について、常勤換算方法で、当該事業所のユニット部分の利用者の数が三又はその端数を増すことに一以上の介護職員又は看護職員を置いていない場合を含む。）。

指定居宅サービス介護給付費単位数の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ホ 指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所生活介護費（併設型小規模生活単位型短期入所生活介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所生活介護費の算定方法
併設本体施設として必要とされる員数に加えて、常勤換算方法で、	指定居宅サービス介護給付費単位数の所定単位数に百分の七十を

利用者の数が三又はその端数を増すことに一人以上の介護職員又は看護職員を置いていないこと(併設本体施設が一部小規模生活単位型特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームのユニット部分として必要とされる数の介護職員又は看護職員に加えて、常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すことに一人以上の介護職員又は看護職員を置いていない場合を含み、当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第百二十一条第二項の規定の適用を受ける一部小規模生活単位型特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームのユニット部分について、当該特別養護老人ホームのユニット部分において行われる指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームのユニット部分の入所者の

乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

数の合計数が三又はその端数を増すことに一以上の介護職員又は看護職員を置いていない場合を含む。)

ロ 指定居宅サービス基準第百二十一条第二項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに短期入所生活介護費の算定方法

(1) 指定短期入所生活介護の月平均の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における短期入所生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所生活介護費の算定方法
指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が施行規則第百二十一条の規定に基づき都道府県知事に提出した特別養護老人ホームの入所定員を超えること(老人福祉法第十条の四第一項第三号)	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

又は第十一条第一項第二号の規定による市町村が行った措置又は病
院若しくは診療所に入院中の入所
者の再入所の時期が見込みより早
い時期となったことによりやむを
得ず入所定員を超える場合にあつ
ては、入所定員の数に百分の百五
を乗じて得た数（入所定員が四十
を超える場合にあつては、入所定
員に二を加えて得た数）を超える
こと。）。

(2) 指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所生活介護費の算定方法
指定居宅サービス基準第百二十一 条第一項に定める員数を置いてい ないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位 数表の所定単位数に百分の七十を 乗じて得た単位数を用いて、指定 居宅サービスに要する費用の額の

四 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法

イ 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所に係る厚生大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法

(1) 指定短期入所療養介護の月平均の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における短期入所療養介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法
指定短期入所療養介護の利用者の数及び入所者の数の合計数が施行規則第百二十二条の規定に基づき都道府県知事に提出した入所者の定員を超えること。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

(2) 指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員、介護職員、理学

算定に関する基準の例により算定する。

四 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法

イ 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所に係る厚生大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法

(1) 指定短期入所療養介護の月平均の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における短期入所療養介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法
指定短期入所療養介護の利用者の数及び入所者の数の合計数が施行規則第百二十二条の規定に基づき都道府県知事に提出した入所者の定員を超えること。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

(2) 指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員、介護職員、理学

療士又は作業療法士の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法
指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ロ 病院である指定短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法
 (1) 指定短期入所療養介護の月平均の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における短期入所療養介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

療士又は作業療法士の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法
指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ロ 病院である指定短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法
 (1) 指定短期入所療養介護の月平均の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における短期入所療養介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法
指定短期入所療養介護を行う病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が施行規則第百二十二条の規定に基づき都道府県知事に提出した入院患者の定員を超えること。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

(2) 指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法
指定短期入所療養介護を行う病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が施行規則第百二十二条の規定に基づき都道府県知事に提出した入院患者の定員を超えること。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

(2) 指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法
別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものの以外の指定短期入所療養介護事業所	指定居宅サービス介護給付費単位数表の病院療養型病床群短期入所療養介護費(Ⅰ)又は痴呆疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を

厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法
別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものの以外の指定短期入所療養介護事業所	指定居宅サービス介護給付費単位数表の病院療養型病床群短期入所療養介護費(Ⅰ)、痴呆疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)又は介護力強化型短期入所療養介護費(Ⅰ)の所定単位数を

<p>業所において、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定短期入所療養介護を行う病棟に指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること。</p>	<p>指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、これらの規定に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと。</p>
---	---

<p>用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>	<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>
--	--

<p>業所において、指定居宅サービス基準附則第四条第一項の規定により読み替えて適用される指定居宅サービス基準第百四十二条及び指定居宅サービス基準附則第四条第一項に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定短期入所療養介護を行う病棟に指定居宅サービス基準附則第四条第一項及び第六条の規定により読み替えて適用される指定居宅サービス基準第百四十二条並びに指定居宅サービス基準附則第四条第二項に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること。</p>	<p>指定短期入所療養介護を行う病棟に指定居宅サービス基準附則第四条第一項及び第六条の規定により読み替えて適用される指定居宅サービス基準第百四十二条並びに指定居宅サービス基準附則第四条第一項に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、これらの規定に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと。</p>
---	---

<p>業所において、指定居宅サービス基準に百分の九十を乗じて得た員数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>	<p>業所において、指定居宅サービス基準に百分の九十を乗じて得た員数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>
--	--

<p>指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていないこと。</p>	<p>指定居宅サービス介護給付費単位数の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>
<p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおいて、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定短期入</p>	<p>指定居宅サービス介護給付費単位数の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数から十二単位を控除して得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>	<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>
<p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおいて、指定居宅サービス基準附則第四条第一項の規定により読み替えて適用される指定居宅サ</p>	<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

<p>一に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、これらの規定に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと。</p>	<p>指定短期入所療養介護を行う病棟に指定居宅サービス基準附則第四条第一項及び第六条の規定により読み替えて適用される指定居宅サービス基準第百四十二条並びに指定居宅サービス基準附則第四条第一項に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていないこと。</p>
<p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおいて、指定居宅サービス基準附則第四条第一項の規定により読み替えて適用される指定居宅サ</p>	<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

<p>指定居宅サービス介護給付費単位数の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>	<p>指定居宅サービス介護給付費単位数の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>
<p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおいて、指定居宅サービス基準に百分の九十を乗じて得た員数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>	<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>